

弟子屈町妊産婦安心出産支援事業

～妊産婦健診等にかかる交通費の一部を助成します～

事業の目的

経済的負担の軽減により安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整備し、少子化対策の推進を図るため。

対象・・・次の①～③の全てに該当する方

- ①弟子屈町に住所を有する方
 - ②弟子屈町から町外の医療機関で妊産婦健診を受診、または出産した方（早流産含む）
 - ③弟子屈町で妊婦一般健康診査受診票の交付を受けている方
- ※出産時点で町民でない方は、それまでの健診も助成対象とはなりませんのでご了承ください。

対象となる健診等

- ・妊婦健康診査（上限 14 回）
 - ・出産準備に係る通院（1 回）
 - ・産後 1 か月健診（1 回）
- ※里帰り出産等で、他市町村に滞在中に受けた健康診査等は助成の対象から除きます。
※弟子屈町妊産婦安心サポート等の制度により救急車で医療機関に搬送された場合は、②は助成対象となりません。

助成額

距離区分	基準額（片道）	想定地区
25km以上50km未満	715円	中標津町
50km以上75km未満	1,225円	釧路市、網走市
75km以上100km未満	1,600円	北見市



※基準額の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を助成します。

※距離区分は弟子屈町役場を基点としますので、川湯・屈斜路地区の方も同額です。

申請方法

産後 1 か月健診の翌日から 3 週間以内に申請手続きをしてください。

申請手続きの際に必要なもの

- ・申請書、請求書（役場窓口、町 HP にあります）
- ・母子健康手帳
- ・健診等の領収書 ※ある場合
- ・印鑑
- ・通帳など、振込先口座番号のわかるもの



《問い合わせ先》

弟子屈町役場健康こども課健康推進係
TEL 015-482-2935（課直通）